

令和6年度監査等年間計画

制定 令和6年3月28日

第1 監査等の実施方針

大分県監査委員は、「監査の質の向上が行政の質の向上の下支え」となるよう、県民に信頼され、行政に役立つ監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を実施している。

令和6年度における監査等は、法令及び大分県監査委員監査基準等に基づき、合規性、正確性はもとより、無駄なく効率的に執行されているか、所期の目的を達成しているかななどの3E（経済性、効率性及び有効性）の視点を考慮して実施する。

特に、内部統制の整備状況及び運用状況等に基づき、委託契約や補助金事務の執行状況などは正効果が見込まれる分野を重点的に監査することにより、リスクの芽を早期に摘み取ることを主眼とする。

なお、監査対象機関に対しては、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを行うとともに、監査結果検索システムの活用を促し、リスクの抑制、再発防止を図る。

第2 監査等の種類ごとの年間計画（各監査等の目的については、別紙参照）

1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり実施する。

(1) 定期監査

ア 監査対象機関 271 機関（うち書面監査は 52 機関）とする。
※県立学校及び警察署等を含む。

イ 監査実施時期 令和6年5月から令和7年1月までとする。

ウ 監査実施体制

(ア) 委員監査（実地監査又は書面監査）

複数の監査委員で実施する実地監査又は単独の監査委員による書面監査により行う。

(イ) 職員監査（実地監査）

委員監査に先立ち、監査対象機関ごとに、複数の職員で班を編成し、原則として実地監査により行う。

対象機関用自己点検リストによる事前確認や、本庁における監査対象事務の絞り込みなどにより、効果的・効率的な監査を行う。

なお、次のような専門性の高い分野の監査では、必要に応じ専門的人材に助言等を求める。

- ・ 土木・建築・電気・機械設備の工事や保守管理等 … 各分野の技術職員
- ・ 公営企業会計 … 公認会計士等

エ 監査重点項目 監査に当たっては、過去の監査結果等を踏まえ、リスクが高い事務、是正効果が大きい事務等の中から重点項目を設定し、実施する。

(ア) 委託契約に係る事務執行の確認

- ・ 仕様書に基づいた実績確認は適切か
- ・ 個人情報等の管理は適正か（情報セキュリティ）

(イ) 補助事業の実施状況と内部統制の確認

- ・ 補助事業の遂行状況の確認や実績確認等は適切か
- ・ 補助事業終了後のフォローアップは適切か
- ・ 所属長や班総括等による事業の進行管理は適切か

(2) 臨時監査

不適正支出の抑止及び日常事務の一層の適正化を図るために次のとおり実施する。
なお、その他監査委員が命じた事項については、随時実施する。

ア 監査対象事務 報酬、報償費、旅費、交際費、食糧費、その他需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金等の事務的経費並びに現金出納事務等とする。

イ 監査対象機関 おおむね 30 機関とする。

ウ 監査実施時期 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までとする。

エ 監査実施体制

(ア) 委員監査（書面監査）

原則として、書面監査により行う。

(イ) 職員監査（実地監査）

監査対象機関ごとに、複数の職員で班を編成し、実地監査により行う。

2 行政監査

ア 監査対象事務 県政における重要性、将来性及び適時性を考慮し、かつ、これまでの財務監査・行政監査等の結果を踏まえ、特定の事務を監査テーマとして選定する。

イ 監査対象機関 監査テーマに係る業務主管課及び必要と認められる課・地方機関等とする。

ウ 監査実施時期 おおむね令和 6 年 9 月から 12 月までとする。

エ 監査実施体制

(ア) 委員監査（実地監査又は書面監査）

複数の監査委員で行う実地監査又は単独の監査委員で行う書面監査により行う。

(イ) 職員監査（実地監査又は書面監査）

委員監査に先立ち、監査対象機関ごとに複数の職員で班を編成し、実地監査又は書面監査により行う。

3 財政的援助団体等監査

- ア 監査対象団体 リスクの内容・程度等を考慮し、おおむね 50 団体を選定する。
(うち委員監査の実地監査は 10 団体程度)
- イ 監査実施時期 令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月までとする。
- ウ 監査実施体制
- (ア) 委員監査 (実地監査又は書面監査)
監査対象団体の業務や財政的援助等の内容を勘案し、複数の監査委員で行う実地監査又は単独の監査委員で行う書面監査により行う。
- (イ) 職員監査 (実地監査)
委員監査に先立ち、監査対象団体ごとに複数の職員で班を編成し、原則として実地監査により行う。
なお、出資団体に対する実地監査においては、公認会計士等の専門家の活用を図る。
- エ 監査重点項目 監査に当たっては、過去の監査結果等を踏まえ、県の関与の状況と併せ、監査対象団体ごとに以下のとおり重点項目を設定し、実施する。
- (ア) 出資団体
- ・ 経理事務について、内部けん制及び点検・照合体制が確立され、有効に機能しているか
 - ・ 令和 4 年度包括外部監査結果の措置が適切に継続されているか (テーマ：外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について)
- (イ) 補助金等交付団体
- ・ 補助金等の経理処理は団体の規程に従って適正に行われているか
 - ・ 補助金等で取得した財産の管理及び活用は適切か
- (ウ) 公の施設の管理を行わせている団体
- ・ 基本協定の各規定に基づく手続は適正に行われているか
- オ その他 財政的援助団体等監査の結果によっては、必要に応じ、所管所属に対する監査を実施する。

4 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

- ア 審査対象 一般会計及び特別会計の決算とする。
- イ 審査実施時期 令和 6 年 7 月から 8 月までとし、8 月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

(2) 企業会計決算審査

- ア 審査対象 病院事業会計、電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算とする。
- イ 審査実施時期 令和 6 年 6 月から 7 月までとし、7 月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

5 例月出納検査

ア 検査対象 一般会計等（一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金）及び公営企業会計（病院事業会計、電気事業会計及び工業用水道事業会計）とする。

イ 検査実施時期 原則毎月 28 日に実施する。

なお、一般会計等については、6 月、10 月及び 2 月に、公営企業会計については、5 月、10 月、2 月に実地検査を行い、その他の月においては書面検査とする。

ウ 検査実施体制

(ア) 委員検査（実地検査又は書面検査）

監査委員が、検査対象機関（会計管理局、病院局及び企業局）から提出された検査資料に基づき、検査対象機関の職員から直接説明を求めて、検査を行う。

(イ) 職員検査（書面検査）

職員が、検査対象機関から提出された検査資料に基づき検査を行い、「職員検査結果報告書」を作成し、監査委員に報告する。

6 基金運用状況審査

ア 審査対象 大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の運用状況とする。

イ 審査実施時期 令和 6 年 7 月から 8 月までとし、8 月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

7 健全化判断比率等審査

ア 審査対象 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率とする。

イ 審査実施時期 令和 6 年 7 月から 8 月までとし、8 月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

8 内部統制評価報告書審査

ア 審査対象 大分県における内部統制に関する方針（令和 2 年 3 月 19 日制定）に記載されている内部統制の対象事務とする。（財務に関する事務、情報管理に関する事務等）

イ 審査実施時期 令和 6 年 5 月から 7 月までとし、8 月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

第3 各監査等の対象年度、実施時期及び報告時期

監査等種別	対象年度	実施時期	報告等時期
財務監査（定期監査）	別に定める	令和6年5月 ～令和7年1月	原則年2回 (11月、3月)
財務監査（臨時監査）	別に定める	令和6年4月 ～令和7年3月	原則年2回 (11月、3月)
行政監査	別に定める	令和6年9月 ～12月	令和7年2月
財政的援助団体等監査	原則として監査実施年度の前年度	令和6年8月 ～令和7年1月	令和7年3月
決算審査（歳入歳出決算審査）	令和5年度	令和6年7月 ～8月	令和6年8月
決算審査（企業会計決算審査）	令和5年度	令和6年6月 ～7月	令和6年7月
例月出納検査	令和5年度～令和6年度	原則毎月28日	毎月
基金運用状況審査	令和5年度	令和6年7月 ～8月	令和6年8月
健全化判断比率等審査	令和5年度	令和6年7月 ～8月	令和6年8月
内部統制評価報告書審査	令和5年度	令和6年5月 ～7月	令和6年8月
監査結果に基づき知事等が講じた措置			随時

(別紙)

各監査等の目的（大分県監査委員監査基準第5条）

「法」は地方自治法（昭和22年法律第67号）、「地公企法」は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、「健全化法」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

一 財務監査（法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。

※ 定期監査は法第199条第4項の規定により毎会計年度1回以上行う財務監査、臨時監査は法第199条第5項の規定に基づき随時に行う財務監査

二 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。

三 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）

県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えている団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的とする。

四 決算審査

イ 歳入歳出決算審査（法第233条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査することを目的とする。

ロ 企業会計決算審査（地公企法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査することを目的とする。

五 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者、病院局長及び企業局長から提出された検査資料に基づき、毎月の計数を確認し、現金の出納事務が正確に行われているか検査することを目的とする。

六 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金運用状況書その他関係諸表の計数が正確であり、基金の運用が設置目的に従い、確実かつ効率的に行われているか審査することを目的とする。

※ ここでいう「基金」とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を指す（法第241条第1項）。

七 健全化判断比率等審査

イ 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算

定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に算定されているか審査することを目的とする。

ロ 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に算定されているか審査することを目的とする。

八 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項）

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査することを目的とする。